

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症対策 「総合対策パッケージ(第7弾・第8弾)」

市では、新型コロナウイルス感染症の総合対策を一層推進するため、「市民生活の支援」として、総合対策パッケージ(第7弾・第8弾)を展開します。

	第7弾	第8弾
総合対策パッケージ	4億2,700万円	4億2,400万円

I 市民生活の支援

総額 8億5,100万円

子育て世帯への臨時特別給付金の支給

問合せ先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、0歳から高校生等までの児童(平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童)を養育している子育て世帯(児童を養育している者の年収が960万円以上(※)の世帯を除く)に対し、児童1人当たり一律10万円の臨時特別給付金を支給します。

※児童を養育している者の扶養人数が3人の場合

支給額 児童1人当たり一律10万円

対象児童 次の①～③のいずれかに該当する児童

- ①令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で、配偶者を有しない平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童(高校生等)
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象となる児童(新生児)

※特例給付の支給対象を除く

支給対象者 対象児童を養育する人のうち、生計を維持する程度の高い人(令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上の人を除く)

申請方法・支給方法

- (1)亀山市から令和3年9月分の児童手当の支給を受けている人
- (2)高校生等を養育し、亀山市から兄弟姉妹が令和3年9月分の児童手当の支給を受けている人
- (3)令和3年9月から11月に生まれた児童を養育し、亀山市に児童手当の認定・額改定請求を行った人

手続きは不要です。

児童手当振込口座へ振り込みます。

- (1)(2)(3)以外の人(高校生等のみ養育している人、令和3年12月以降に出生した児童を養育する人、公務員など)
手続きが必要です。申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、同封の返信用封筒で市民課医療年金グループへ返送してください。

※令和3年9月30日時点で亀山市に住民登録がある児童を養育する人で、(1)(2)(3)以外の人へ申請の案内通知を送付しました。

申請内容を確認して、1月下旬から順次、振込先口座へ振り込みます。

申請期限 3月31日(木)

※令和4年3月に生まれた児童を除く

※申請書は、医療年金グループの窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。





ワクチン接種に関するお知らせ

問合せ 長寿健康課新型コロナウイルスワクチン接種室ワクチン接種グループ(あいあい ☎98-5565)

亀山市の新型コロナウイルスワクチンの追加(3回目)接種について

市では、国の方針に基づき新型コロナウイルスワクチンの追加(3回目)接種を行います。対象となる人へ追加接種の案内を順次発送していますので、案内が届くまでしばらくお待ちください。

接種対象者 新型コロナウイルスワクチンの2回目接種を受けた18歳以上の人で、2回目の接種日から原則8カ月以上経過した人

※日本で薬事認証されているファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチン、アストラゼネカ社ワクチンのいずれかを接種している場合に限る。

接種時期・接種券一体型予診票の送付時期(目安)

2回目接種時期	接種券一体型予診票送付時期	3回目接種可能時期	主な対象者
令和3年4月	令和3年11月26日(金)	令和3年12月下旬以降	医療従事者
令和3年5月	令和3年12月15日(水)	令和4年1月中旬以降	高齢者施設入所・居住者、従事者
		令和4年1月下旬以降	医療従事者
令和3年6月	令和4年1月中旬	令和4年2月上旬以降	高齢者
令和3年7月上旬	令和4年2月中旬	令和4年3月上旬以降	高齢者
令和3年7月下旬	令和4年2月下旬	令和4年3月中旬以降	高齢者
令和3年8月上旬	令和4年3月中旬	令和4年4月上旬以降	高齢者以外の人
令和3年8月下旬	令和4年3月下旬	令和4年4月中旬以降	高齢者以外の人

接種回数 1回

接種費用 無料

接種場所 集団接種: あいあい
個別接種: 市立医療センター

接種期間 令和4年9月30日まで

使用するワクチン

1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、追加(3回目)接種にはファイザー社ワクチンまたは武田/モデルナ社ワクチンを使用します。
※1・2回目にファイザー社ワクチンを接種していたとしても、追加(3回目)接種に武田/モデルナ社ワクチンを接種することができます(交差接種が可能)。

接種券一体型予診票の送付

「接種券一体型予診票送付時期」に、住民登録がある住所宛てに接種券一体型予診票を送付します。ただし、次の①～⑦に該当する人は、接種券一体型予診票の発行申請が必要です。

- ① 海外で2回接種した人
- ② 海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業で2回接種した人
- ③ 在日米軍従業員接種で2回接種した人
- ④ 製薬メーカーの治験等で2回接種した人
- ⑤ 2回目接種日から8カ月経過しているが3回目の接種券一体型予診票が届かない人
- ⑥ 接種券一体型予診票を紛失した人
- ⑦ 2回目接種後に亀山市に転入した人

申請には、「接種券発行申請書(新型コロナウイルス感染症)【3回目接種用】」と「接種記録が分かるもの(接種済証、接種記録書、接種証明書等)の写し」が必要です。

※「接種券発行申請書(新型コロナウイルス感染症)【3回目接種用】」は新型コロナウイルスワクチン接種室にあります。または、市ホームページからもダウンロードできます。

※2回目の接種を受けていない人には、接種券一体型予診票は送付しません。



予約方法

予約時は、お手元に接種券をご用意ください。**10桁の「お問い合わせ番号」が必要**です。



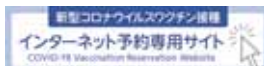
インターネット予約(24時間受付)

<https://jump.mrso.jp/242101/>

市ホームページからもアクセスできます。
「TOPページ」→「ワクチン接種関連情報」→「インターネット予約専用サイト」



新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種 関連情報



電話予約(予約専用ダイヤル)

☎ 0120-946-301

【受付時間】
月～金曜日
午前9時～午後5時

